

行政常任委員会会議録
〔平成 29 年第 1 回定例夕張市議会付託〕
平成 29 年 3 月 17 日(金曜日)
午前 10 時 30 分開会

◎付託案件

- (1) 議案第 1 号 平成 29 年度夕張市一般会計予算
- (2) 議案第 2 号 平成 29 年度夕張市国民健康保険事業会計予算
- (3) 議案第 3 号 平成 29 年度夕張市市場事業会計予算
- (4) 議案第 4 号 平成 29 年度夕張市公共下水道事業会計予算
- (5) 議案第 5 号 平成 29 年度夕張市介護保険事業会計予算
- (6) 議案第 6 号 平成 29 年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算
- (7) 議案第 7 号 平成 29 年度夕張市水道事業会計予算
- (8) 議案第 14 号 夕張市特別職給与条例の一部改正について
- (9) 議案第 15 号 夕張市教育長の給与に関する条例の一部改正について
- (10) 議案第 16 号 夕張市職員給与条例の一部改正について
- (11) 議案第 17 号 退職手当支給条例の一部改正について
- (12) 議案第 18 号 夕張市特別会計条例の一部改正について
- (13) 議案第 19 号 夕張市税条例等の一部改正について
- (14) 議案第 20 号 夕張市税条例等の一部改正について
- (15) 議案第 23 号 夕張市医療費給付に関する条例の一部改正について
- (16) 議案第 24 号 夕張市介護保険条例の一部改正について

- (17) 議案第 25 号 夕張市介護給付費準備基金条例の一部改正について
- (18) 議案第 26 号 夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の設置並びに管理に関する条例の一部改正について
- (19) 議案第 35 号 夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

◎出席委員 (8 名)

大山 修 二 君
本田 靖 人 君
高間 澄 子 君
小林 尚 文 君
今川 和 哉 君
熊谷 桂 子 君
君島 孝 夫 君
千葉 勝 君

◎欠席委員 (0 名)

◎出席参与

市長、板谷監査委員、教育長、理事のほか、室長、消防長、課長等

午前 10 時 30 分 開会

●大山委員長 それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

●大山委員長 本日の出席委員は、8 名全員であります。

ほかに議長が出席されております。

次に、説明員の出席であります。市長、板谷監査委員、教育長、理事のほか、室長、消防長、課長等が出席されております。

●大山委員長 本日の行政常任委員会は、本会議において付託されました新年度予算及び議案第 14

号ないし議案第 20 号、議案第 23 号ないし議案第 26 号及び議案第 35 号について審査を行います。

審査の進め方についてであります。本会議において理事者から提案説明がなされておりますので、直ちに大綱的な質疑を行い、次に、一般会計は歳出より款ごとに、他の会計は会計ごと一括して順次審査を行い、次に議案第 14 号ないし議案第 20 号、議案第 23 号ないし議案第 26 号及び議案第 35 号の審査を行いたいと思っておりますが、そのように取り進めてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようでありますから、そのように取り進めてまいります。

なお、本常任委員会は本日 1 日間の開催となっておりますので、議事の進行につきましては特段のご協力をお願いいたします。

●大山委員長 それでは、大綱的な質疑を行います。

本田委員。

●本田委員 私からは、今度の財源確保策について質問させていただきます。

財政再生計画の抜本的見直しによって、新たな事業の登載、住民負担の軽減、行政執行体制の見直しを図った財政再生計画の変更を国に認めていただくことができました。

14 日の大綱質問の冒頭でも述べたところでありますが、財政再生計画の再計算という膨大な作業に当たられた職員の皆様と、国や道との交渉に当たられ見事に大臣同意を取りつけられた市長に改めて敬意を表するとともに、心から感謝申し上げます。

さて、今回の財政再生計画の抜本的見直しにおいては、先に述べた計画の変更とともに、本市の収支均衡への努力が求められました。

収支均衡に向けては、歳出の抑制と歳入の増加対策がございます。歳入の抑制策としては、職員採用の繰り延べが苦渋の決断であったと、先日市長のご答弁をいただいたところであります。

本日は、歳入の増加対策としてのふるさと納税の強化について 3 点お聞きいたします。

第 1 に、幸福の黄色いハンカチ基金の歳入繰入れについてであります。

平成 29 年度予算においては、歳入の中の基金繰入金として、ハンカチ基金から約 1 億 3,400 万円が計上されておりますが、今後の財政再生計画ではどの程度の繰り入れを予定されているのか伺います。

第 2 に、個人版ふるさと納税の寄付額目標を 3 億円として強化に努めるというふうにお聞きしておりますが、ふるさとチョイスを運営されておりますトラストバンク様との共同記者会見の際には、6 億円という数字を聞いた記憶もありませんが、いずれにしてもふるさと納税のさらなる増額を目指していく必要があると認識しております。

しかしながら、今回の財政再生計画の抜本的見直しに際し、国の支援が決定したと全国ニュースで報じられたことで、全国からの応援や支援が減少することが危惧されます。

この点についての見解と、具体的に対策を検討されているのかどうか伺います。

最後に、ハンカチ基金の有効活用と、その見せ方の工夫についてであります。

平成 19 年にハンカチ基金の制度がスタートしてから、平成 27 年度末までの累計寄付額は、約 5 億 7,800 万円にもなります。

特に、平成 27 年度には 1 年間で 2 億 700 万円もの寄付が集まりました。

さらに、今年度はトラストバンク様のご協力によりふるさとチョイスのトップページに無償で掲載いただいたことと、返礼品をふやすなどの効果もあり、3 億円に到達しそうであるとのこと。

こうして、全国からの支援が集まることは大変ありがたいことであると同時に、寄付者の皆様に恩返しをしていく必要があるかと思っております。

では、寄付者の皆様への恩返しとは何かといえば、私は寄付の有効活用による夕張の再生であると考えます。

もちろん何かあったときのために、財源としてある程度プールしておくことも重要であると認識しておりますが、寄付者の皆様に見える形で有効活用していくことが必要であると考えます。

これも、14 日の大綱質問の中で発言したこととながるのですが、例えばの話ですが、平成 29 年度に ICT 教育を推進していくために、ゆうばり小学校に新たに 40 台の IT 機器を購入予定とのことですが、これを 40 台といわず、小中学校の全児童生徒分を購入したとします。そうすることでニュースになりやすくなり、一度は寄付者の皆様の目につくことになるでしょう。そして、購入した IT 機器を活用して特色ある教育を実施し、子供たちの学力が向上したとなれば、もう一度ニュースになりやすくなると思います。

あくまで仮定の話であり、IT 機器の全児童生徒支給がよいかどうかは別にして、こうしたサイクルを確立することが寄付者の満足につながり、また夕張にふるさと納税をしようという動機づけにもつながるのではないのでしょうか。

ニュースになるようなダイナミックな有効活用策の導入により、結果的にふるさと納税の増額につながるものと考えますが、市長の見解を伺います。

以上です。

●大山委員長 市長。

●鈴木市長 本田委員の大綱的質問にお答えをいたします。

財源確保策についてのふるさと納税の部分について、3 点ご質問いただきました。

1 点目の、計画において今後、後年次、どの程度の歳入を見ているかという部分についてでございますが、既に、国等の概要の中にも盛り込まれておりますけれども、約 1 億円、9,900 万円程度の歳入を後年次において見ているということでもあります。

また、目標額 3 億円ということで聞いておるといってでございますが、ちょっと、昨日時点で 3 億円を突破しました。今年度につきましてですね。今年度につきまして、前年度は約 2 億円でございます

たけれども、昨日時点で既に 3 億円を超えているというのが、今の、今年度の実績数字であることもあわせて申し添えたいと思います。

その中で、本田委員の中から今回の抜本的な見直しを受けて、ある意味では減少するのではないかということに危惧しているということでございますが、必ずしもそうではないのかなと。または、そうならないようにしなければならないという認識は持っています。

そんな中で、これまで平成 26 年度に返礼品を導入しまして、平成 27 年度にはメロンの種類を選べるようにしまして、それで今年度はトラストバンクさんとの連携の中で 50 品目まで品目拡大ということで行ってきましたが、返礼品というものを増やしていくということだけでは、やはりこれはなかなか増加していくことは見込めないのではないかというふうに思っています。

2 点目と 3 点目が重複しての回答になってくると思うのですが、その対策としましては総合戦略に基づいて、今回の抜本的な見直しにおける事業を計上したところであります。

ですので、そういった様々な挑戦、今後 10 年に渡って様々な挑戦をした上で地域再生を図ってまいりますので、そういった挑戦にまさにこういった全国の皆さんのお金を有効的に活用させていただく。

そのことによって、トラストバンクさんも言っているのですが、「物から事へ」ということで、「物」というのは返礼品ですね。返礼品が魅力があって額が伸びるということを否定するわけではないですが、そういう部分の一部見直しも議論されておりますので、そういう、「物から事へ」の「事」の部分は、やはり今言ったような各種挑戦や寄付実感ということがそれに当たるのかなと思っておりますので、そういったことを重要視していく必要があるというふうに思っています。

また本市の特徴といたしまして、返礼品は要りませんよということでもってご寄付される方も全国と

比較して多いのですね。ですから、そういった夕張の特徴もご置います。

ですので、まさに使い道を可視化させていくことによって、自分の寄付が夕張の景色を変えていく、また、多くの皆さんに喜んでいただいているという実感を寄付者の方にお伝えをしていくこと。このことは、委員ご指摘もございましたけれども、我々も重要だと考えてお置まして、そのように取り進めていきたいというふうに考えてお置ります。

それと、先ほどの iPad というか、端末の導入の部分については、29 年度からもう既に予算として組んでいますので、そういう意味では、中学校、小学校が来年度はもう全部そろろうという状況でございます。

ちょっと、本会議の中でも訂正をするべきだったのかなと思いますが、次の年度という言い方で確か教育長か誰かが答弁していた気がするのですが、29 年度において一応全部そろろうということですので、そういう意味では、ちょっと今質問の中で触れていらっしやっただので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思置います。

●大山委員長 本田委員。

●本田委員 今、最後にお話がありました電子機器の導入の件ですが、これは確か、今年度中学校に導入済みで。もっと前か。来年度は小学校に 40 台の新たな機器を導入するというお話でありまして、これは私も理解をしてお置ります。

先ほど、質問の中でお話をした意図としては、電子機器の導入が目的ではなくて、それは例え話なのですけれども、他の市町村でいえば、東京の多摩市にある、ある小学校の卒業証書はアップルの iPad で渡されるということがニュースになったことがあるのですね。そういう意味合いで、こう突出したことをすることによって、可視化につながるという意味合いなのです。

ですので、40 台では全児童に当たらないので、210 人程度の全児童に、例えば、その電子機器を当てることによって、他の自治体ではあまりやらないこと

なのでニュースになるのではないですかという意味合いの話でありました。なので、来年度小学校にも導入されるということは認識はしてお置ります。

あと、可視化をしていくことは重要だと認識されているというお話で、まさにそのとおりでなというふうに感じているところなのですが、例えば、12 月議会で、たしか君島議員が質問した中で、我々市議会議員であったり、市の職員の皆さんの名刺にふるさと納税をお願いするロゴのようなものを入れてはどうかというご提案でしたり、お話をされたことがあったと思うのですが、そういった内容を我々は職員であったり議員もやるのですが、そういった広がりをも市民の皆様にもご協力をいただくような新たな施策を検討してみるというのも、ふるさと納税の増額につながる施策として考えられないかなというふうに、私の考えとしてあります。

そこで、例えば、行政のほうで市民皆さんが無償で使えるようなふるさと納税をご自分の親族でしたり、お仲間にお話をしやすくなるようなものをつくっていただいて、それを無償で市民に提供いただいて、広がりを見せるというような流れが例えばつくれたらどうかなと思うのですが、市長のお考えをお聞きします。

●大山委員長 市長。

●鈴木市長 ふるさと納税の周知のあり方についてでありますけれども、以前、君島議員にご質問いただいた中で、もう既に職員の中ではこういった形でやっています。議員の皆様もやられているかと思置いますが、やっているところです。

また、ふるさと納税のチラシについて印刷をさせていただきまして、企業ですとか、各種夕張を応援しようという際には、持っていった上で周知をさせていただいています。

また、市民の皆さんに対して、ふるさと納税がどういった制度であり、また、どのような形で今、応援が全国から集まっているのかについては、様々な場面で直接市民の方にご説明をしているという状況にあります。

ですので、そういったチラシの活用、または市民の皆様にもその制度を理解していただくことというのは、できるだけそういった機会というのをこれからもつucking、お話をしていくということが重要かと思っておりますので、ぜひ議員の皆様にもご協力をいただければ大変ありがたいなと思っております。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

高間委員。

●高間委員 では、私のほうから地域おこし企業人交流プログラムというのが新年度出てきておりますけれども、ちょっと私たち聞きなれない言葉の内容だったのですね。それで、この企業人交流プログラムという、この制度の概要と、また、派遣に至るまでのスケジュールをまずお尋ねしたいと思います。

●大山委員長 影山室長。

●影山まちづくり企画室長 高間委員の質問にお答えします。

地域おこし企業人交流プログラムについて、その概要と社員派遣に至るまでのスケジュールということでございますが、この地域おこし企業人交流プログラムというのは総務省で展開している事業でありまして、総務省のホームページをごらんいただければ概要など載っていると思うのですが、三大都市圏に勤務する大企業の社員がそのノウハウや知見を生かし、一定期間地方自治体において、地域独自の魅力や価値の向上、安心安全につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して地方圏へのひとの流れを創出させるという事業で、この受け入れの経費等の一部は国交付措置される、特別交付税措置されるというものでございます。

スケジュールについては、これは一般的にはありませんが、企業と自治体の間で諸条件を調整いたしまして条件が整いましたら、協定等を結んで派遣を受け入れるという形になると思います。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

高間委員。

●高間委員 スケジュールとして、企業と自治体がやりとりをして、それで合意ができればということなのですね。

それで今、夕張として三大都市ということですから東京とか、大阪とか、名古屋とか、こういう大きな都市だということだと思っておりますけれども、夕張として、例えば想定している企業があるのか。

また、夕張としてどのような事業活動にその派遣の方を予定していらっしゃるのかお聞きいたします。

●大山委員長 影山室長。

●影山まちづくり企画室長 現在、調整している企業はございますが、今の段階でちょっと公表できる段階ではございませんので、そこは控えさせていただきます。

企業人のミッションについてでございますが、こちらのほうは今、交渉している中身といたしましては、観光施設の売却によるスキー場を含む宿泊施設等の新たな運営事業者、この運営事業者に対するフォローアップですとか、合宿誘致の推進、または観光の核となる組織体ですね、観光の核となる組織体制づくりということで、それをミッションとして今、企業と、夕張市としてはこういうことをミッションとしてお願いしたいのだけれどもどうかということで調整をしている段階でございます。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

高間委員。

●高間委員 ぜひとも、特別交付税も措置されるということですので、夕張にとってぜひとも大きな利益にまたつながるような、そういう事業にさせていただいたらというふうに思っております。これからのことなので、またその都度お尋ねしながらいきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

●大山委員長 ほかにございませんか。

今川委員。

●今川委員 大綱的な質問として、私からは創業支援事業について伺いたいと思っております。

まず、当市の創業支援に関する現在の状況を調べてみたところ、平成 28 年 12 月 26 日付で当市につき、経済産業省から産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定がなされています。

これによって、夕張市内で創業を考える方々が、各地の助成や優遇措置を利用できることとなっております。まだこの認定に至っていない市町村が道内に多い中、迅速に認定までの作業を行っていただけていること、感謝申し上げる次第でございます。

そして、この認定されました当市の創業支援事業計画の概要を確認しますと、地域支援案を活用した創業者支援を行っていくことが重要であると考えています。また、ビジネスモデルの構築、資金調達など、創業に必要な要素に応じて関係機関の強みを生かした適切な創業支援の提供を行いますとの記載がございます。

この考え方に基づいて、今回予算に計上しております創業支援事業補助も行っていくのだろうと想定されるのですが、創業支援事業の目的、すなわち、どのような事業者に起業をしていただきたいと思っているのか。

また、そのためにどのような措置を講じていく予定なのかについて、まず 1 点目、ご説明いただきたいと思います。

次に、こちらの事業は創業の支援ですから、基本的には市内で新しく事業を始める方を対象にしているものと思います。

しかし、例えば、既に事業を行っている方でコンパクトシティの対象となる南清水沢地域など、別の場所へ移転したいと考えている事業者や、後継ぎがいれば譲りたいとお考えの事業者から事業承継をしたい方もいらっしゃるかもしれません。

また、二次創業、すなわち今やっている事業と別の事業を始めてみようとする事業者がいる可能性もあるでしょう。このようなケースを今回、創業支援の対象として考えているのかどうかお伺いいたします。

次に、どんなにいい支援計画をつくっても、実際に利用してもらわなければ意味がありません。来年度が終わってみて利用者ゼロだけは避けたいところですが、夕張市にこのような支援制度ができましたよ、ぜひ使って起業してみませんかというような PR、広告宣伝の方法など創業支援事業の周知についてはどのように行う予定であるかお伺いします。

以上、3 点につきよろしくお願ひ申し上げます。

●大山委員長 古村課長。

●古村まちづくり企画室商工担当課長 今川委員の質問にお答えさせていただきます。

まず 1 点目、具体的な事業の目的についてであります。市内の産業振興、雇用の促進及び定住促進を図ることを目的として、発展性をもって市内で起業する新規創業者及び市内の事業者であって事業を拡大するものに対して、その初期投資等に係る費用を助成するという事で考えております。

次に、市内の既事業者の 2 次創業や移転改築などの対象などは対象となるのかという質問でございますが、先ほど具体的な事業の目標の中でもお話ししましたけれども、市内で起業する新規事業者及び市内事業者が事業を拡大するものを対象としておりますので、既事業者が事業を拡大する場合は対象となるものということになります。

しかし、単に移転改築を行うという場合につきましては、対象にならないものということと考えております。

次に、創業支援事業の周知についてであります。市のホームページ、それから広報ゆうばりのほほか、創業支援計画にもあるとおり、創業支援機関である商工会議所や金融機関の窓口にパンフレットを設置しようと、こういうようなことを考えています。

以上でございます。

●大山委員長 よろしいですか。

今川委員。

●今川委員 一つ、今の回答に対してお聞きしたいのですけれども、今、夕張市内の創業というのはなかなか多い状況ではないと思います。

でですね、去年の市内の新規創業の状況をもとに夕張市における今ある課題をどう捉えているのか、その上で、この事業を始めることによりどう解決し、どのような目的の達成を目指しているかについてお伺いいたします。

●大山委員長 古村課長。

●古村まちづくり企画室商工担当課長 今現在、今川委員ご指摘のとおり、新規事業者というのは多い状況ではございません。

これからどのような形で起業される方がおられるかというのは、これから調査をしながら突き詰めていきたいとは思っています。新しく観光施設ことに関しても新しく事業者が決まりまして、良い方向に向かっているというところもありますので、そういうところも含め、市全体の様子を見ながらそのことを考えていきたいと思っております。

●大山委員長 よろしいですか。

今川委員。

●今川委員 先ほど、産業、雇用、定住の促進を目的とするということでしたけれども、助成事業の認定の方法についてお聞きしたいと思います。

まずこういった場合、企画提案を出してもらって事業計画を出してもらい、その提案内容に従って助成内容を決定する場合と、また、一律助成方式というような、最初から要件を提示しておいて、それに合った申請をした事業者に一定額一律で助成するというような2種類の方法が考えられるのかなと思うのですが、この場合はどちらの方法により行うことを考えているのでしょうか。

●大山委員長 古村課長。

●古村まちづくり企画室商工担当課長 今回は広く応募をしたいと考えております。そこで、事業計画認定委員会というものをつくりまして、その中で事業の内容をご検討いただき、その内容によって認定をするというような形をとらせていただきたいと思います。

●大山委員長 よろしいですか。

今川委員。

●今川委員 その委員会の認定においては、金額の上限も認定というか、委員会での審査の対象となるのでしょうか。

●大山委員長 古村課長。

●古村まちづくり企画室商工担当課長 金額につきましては、今のところ1件上限100万円ということで考えております。ですので、その内容によって金額については上限以下ということも考えています。

●大山委員長 よろしいですか。

今川委員。

●今川委員 ぜひ、この制度を利用して創業していただきたいと考える支援策ですが、なかなか創業というのはそれなりのハードルがあるようで、このハードルを低くしていくということを助成と同時にしていかなければならないと思います。

ほかの市町村の創業支援事業を調べると、導入として創業塾のような講座から行っていたり、創業支援アドバイザーといった相談員を設置して、経営や技術的な課題を解決するためのアドバイスを行いながら、創業支援をしていく体制をとっているところもあるようです。

こういった専門スタッフを置くとまでは当市は難しいとは思いますが、既にある機関の連携で一定程度相談先としてこの機能を持たせることができれば、アイデアやスキルはあるのだけれども経営やまちのことが詳しくわからなくて、うまくいかなかったということを減らせるのではないかなと思います。

助成とあわせて、このような支援も考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

●大山委員長 古村課長。

●古村まちづくり企画室商工担当課長 現在、創業支援計画の中でも、ワンストップ窓口というような形で市、それと商工会議所が窓口になって、そういったところでは細かな説明をできる環境になっております。

そのほかに、北洋銀行さんと協定を結んでおりますので、そういうところのご協力をいただきながら、そのような説明もできるのかなと考えております。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

今川委員。

●今川委員 ありがとうございます。

実際の創業については、単に立地や事業内容の面にとどまらず、まず店舗の問題があったり、事業者自身の生活環境や住居の問題があったり、求人を出しても条件に合う人が見つからなかったりと、様々な課題があるのだなと感じております。このような課題を一つ一つ解決しながら、創業支援に関してはぜひ力を入れて、1 件でも夕張に新しいものを生み出していただきたいと思いますと思っております。

以上で私の質問を終わります。

●大山委員長 ほかにございませんか。

千葉委員。

●千葉委員 生活困窮者自立支援業務の生活困窮家庭の子供への学習支援事業について 3 点お伺いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

1 点目、最初にこの事業の概要についてお願ひいたします。

2 点目、この事業を実施する時期と実施方法等についてお願ひいたします。

3 点目、この実施対象者の見込数等について。

以上 3 点、よろしくお願ひいたします。

●大山委員長 岡村課長。

●岡村保健福祉課生活福祉担当課長 千葉委員のご質問にお答えいたします。

初めに、子供の学習支援事業の事業概要ということでございますが、委員もお話されておりましたように、枠の事業は平成 27 年に施行された生活困窮者自立支援法事業の任意事業の一つとして創設されたというところでございます。

事業の目的は、生活困窮状態にあるなど、養育環境に課題があって支援を必要とする家庭に育つ子供に対しまして学習支援を行うということで、将来の

進路選択の幅を広げて自立した生活を送れるようにしていこうということでありまして、いわゆる貧困の連鎖を断ち切るための取り組みということで、子供の将来が生まれ育った環境に左右されないためにも、この事業、大変大切な取り組みなのではないかなというふうに認識をしております。

続きまして、実施時期と方法ということでございますけれども、4 月以降に利用を希望する世帯との面談を行いまして、ニーズ調査というものをまず行った後、実施したいというふうに考えております。

なお、事業の実施に当たりましては、引きこもりですとか、不登校ですとか、そういったいろんな課題を抱えた子供たちへの支援、それから、利用する手段、そういった課題に対応する必要があるというふうに思いますので、専門知識を持った者に業務委託をすることも含めまして、実施方式については現在検討を進めているというところでございます。

次に、対象者の見込数についてであります。現時点では、他市の実施状況を鑑み、本市では大体 5、6 名の利用を見込んでいるというところでございます。

本事業を効果的に運営するためには、子供たち一人ひとりの心に寄り添いながら時間をかけて丁寧なコミュニケーションを図り、子供たちとの信頼関係を醸成することが、何よりこの事業を進めていく上では大事な事というふうに考えておまして、初年度においては少数で運営することが適切ではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、子供たちへの学習支援は全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現テーマの大切な取り組みの一つというふうに思っておりますので、貧困の世帯間連鎖が少しでも解消できるよう、取り組んでまいりたいというふうに考えます。

●大山委員長 よろしいですか。

千葉委員。

●千葉委員 この委託をする予定なのですけれども、いろんなところでこれを実施している市町村が

あるのですけれども、実施している市町村によりま
すと、例えば、一つの場所で児童を集めて学習支援
をするやり方とか、それともか、委託された方が家
庭のほうに行って学習支援をしている、そういう市
町村もあるのですけれども、夕張としてはどのよう
に考えているのかお伺いしたいと思います。

●大山委員長 岡村課長。

●岡村保健福祉課生活福祉担当課長 委員のお話
にもありましたとおり、通信教育であるとか、それ
から一つの場所に集めてとか、家庭訪問というか、
ご自宅に行きまして学習するといったような方法、いろ
んな方法を取られている自治体があるかと思いま
す。夕張市内で行うということですので、今の時点
ではどこかの場所にお集まりいただいて支援を行う
ということが一番重要なのかなというふうに思っ
ています。

●大山委員長 千葉委員。

●千葉委員 市内でやるということらしいです
けれども、先ほど移動することも今後検討していく
ということですが、これは学校以外だと思いの
ですけれども、そうなってくるとこの広い地域で
すので、例えば、北のほうでやられると南から来る
のに大変かなと思うのですけれども、その辺につい
て何かお考えがあればお伺いします。

●大山委員長 岡村課長。

●岡村保健福祉課生活福祉担当課長 移動手段
というのは、今イメージしているのはどこか特定
の場所を決めて、その場所に市内の子供たちがその
事業者が送迎をするといったことができるかどうか
ということも含めて検討しているということござい
ます。

●大山委員長 千葉委員。

●千葉委員 ありがとうございます。

それと、先ほど対象見込数はこれから面談して人
数調査をして決めるということで、大体 5、6 人では
ないかということだったので、この対象
者の中に生活困窮世帯の子供だけなのか、それとも
生活保護世帯、就学援助を受けている世帯の子供も

対象と考えているのかどうかについてお伺いしたい
と思います。

●大山委員長 岡村課長。

●岡村保健福祉課生活福祉担当課長 生活困窮者
自立支援法に基づいて、その法の対象となる者とい
うことですので、今委員からお話があったように、
生活困窮世帯のほか、生活保護世帯ですとか準要保
護世帯ですとか、そういった方も対象になっている
ところです。

●大山委員長 よろしいですか。

それでは、ほかにごいませんか。

熊谷委員。

●熊谷委員 それでは、大綱的な質問をいたしま
す。

今回、職員の皆さんの待遇改善になったことによ
かったなというふうに思っているところです。何回
か今回の中でも訴えてきて、9%とはいえ、相当大幅
な改善になりました。そこで、嘱託職員ですとか、
臨時職員の待遇改善についてお聞きしたいと思います。

嘱託職員の報酬はどのように改善したのか。それ
と、嘱託職員及び臨時職員の通勤手当はどのよう
になったのかお願いいたします。

●大山委員長 寺江課長。

●寺江総務課長 熊谷委員のご質問にお答えいた
します。

行政執行体制の確保という観点で見ますと、今後
も職員数というものが計画できっちりと限定がされ
る中、ご指示のあった当市に嘱託職員あるいは臨時
職員の存在というのも、従前にも増して大きなもの
があると考えているということでございます。

それを踏まえてのご質問であろうというふうに思
いますけれども、まず、嘱託職員の報酬をどのよう
に改善したのかというご質問にお答えいたします。

嘱託職員もいろいろな職種がございますが、まず、
一般的な事務系の嘱託職員については、職員の採用
の際の大学卒の初任給額あるいは再任用職員の給料

月額、こういったものを超えない金額を基本として算出したところでございます。

具体的に、職員の一日の勤務時間と嘱託職員の一日の勤務時間を比較した上で、その割合で今回の見直しに当たっては嘱託職員の報酬月額を 14 万 2,500 円ということの基本として設定したところでございます。

その他、専門知識を有する職種あるいは資格が必要な職種が嘱託職員の中にもございます。例えば、ユーパロ幼稚園の教諭ですとか、ことばの教室の教諭、こういった部分の職種になってございます。あるいは職責に応じて、例えば、学童クラブの主任指導員等、こういった嘱託職員もいるわけでありまして。これらの職員については、近隣市町村等との比較を行う中で、改善額については最大で 6 万 8,100 円程度の増額ということになるものでございます。

続いて、嘱託職員及び臨時職員の通勤手当の改善についてでございます。

これは、職員の通勤手当に準じて支給をするということで改善が行われたものでございまして、その支給額は通勤距離によって様々でございますが、職員の給与と条例第 18 条に従って通勤手当を支給していくということでございます。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

熊谷委員。

●熊谷委員 今、通勤手当のところ、職員に準じてというお話だったのですけれども、それは同じという意味ですか。それとも多少の違いはあるのでしょうか。

●大山委員長 寺江課長。

●寺江総務課長 給与と条例第 18 条にのっとって支給をすると言っておりますので、職員と同額ということでございます。

●大山委員長 よろしいですか。

熊谷委員。

●熊谷委員 わかりました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

夕張高校の魅力化事業について伺います。夕張高校の魅力化、大変期待しているところです。

一つ目には、資格取得支援の具体的な資格の種類と経費の概要。

それから二つ目には、通学支援という項目がありました。通学支援の具体的な方策と経費の概要についてお願いいたします。

●大山委員長 押野見課長。

●押野見教育課長 熊谷委員のご質問にお答えいたします。

まず、資格取得支援の具体的な資格の種類と経費の概要についてでございますが、英語検定、漢字検定、珠算、電卓、簿記、事務等、高校生が将来に必要なだと判断した資格に対し予算の範囲内で補助を行うこととしておりまして、検定の取得費用の半額を補助するものとして、29 年度につきましては 32 万 7,000 円を計上しております。

二つ目、通学支援等の具体的な方策と経費の概要についてでございますが、現在、夕張高校の生徒の通学はバスより安価な JR を使用しておりますが、将来的な廃線を控え JR 利用者の足の確保を進めていく上で、JR からバスに転換されると保護者負担が増加することから、小中高校生足の確保を優先的に考えることが交通再編の方針の一つとして公共交通協議会で決定しているところでございます。

高校生も小中学生と同様に取り扱うということから、廃線に向け、バス通学にならしていく期間を考慮し、廃線を待たず平成 29 年度からバス定期相当額を計上したものでございます。

経費内訳としましては、定期代として 328 万 8,000 円、土日の部活動の利用分として 82 万 6,000 円でございます。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

熊谷委員。

●熊谷委員 今のバスの定期代とか、土日の 82 万 6,000 円というのは全額ということによろしいですか。

●大山委員長 押野見課長。
●押野見教育課長 はい、小中学生と同様に全額というふうに考えております。

●大山委員長 よろしいですか。
熊谷委員。

●熊谷委員 子育て世帯にとっては本当にありがたい措置だというふうに思います。本当にありがとうございました。

●大山委員長 ほかにございませんか。
君島委員。

●君島委員 農業振興対策連携事業についてお聞きしたいと思います。

産地力アップに向けた次世代経営者等育成支援及び夕張メロン地理的表示登録に係る広報展開について、また、事業及び経費の概要についてお聞きします。

●大山委員長 細川課長。

●細川建設農林課長 君島委員の農業振興対策連携事業についての質問にお答えいたします。

まず、産地力アップに向けた次世代経営者等育成支援事業の事業及び経費の概要であります。本事業は夕張メロンの生産技巧を将来に向けて維持していくため、次世代経営者等の育成確保を目的とした事業であります。

具体的には、生産力の維持向上や新規就農対策などを先進的に取り組んでいる市町村、産地への事例調査などや外部講師を招いた研修会の開催などの経費として 18 万 9,000 円を見込んでおります。

また、遊休農地で新たに加工用メロン栽培を行う意欲的な生産者に対しての初期費用の 2 分の 1 相当額を助成する事業、及び J A 夕張市が事業主体の夕張メロン新設ハウスの設置や、暗渠排水、客土などの農業基盤整備に事業費の 3 分の 1 を補助する事業に合わせて 1,500 万円を計上し、夕張メロンの生産発展を図ることとしております。

また、夕張メロンの生産現場の労働力不足解消などの問題解決に向けた、市民のニーズを把握するた

めの実態調査に係る委託料として 98 万円を計上しております。

次に、夕張メロン地理的表示等に係る広報展開の事業について及び経費の概要ですが、本事業は J A 夕張市と連携し、J A 夕張市が作成する地理的表示レイアウトした夕張メロンポスターにふるさと納税に関する情報等を記載し、夕張メロンの PR 強化とふるさと納税寄付額の増加を図ることを目的に広報展開を行うものですが、ポスターの制作費の一部である 59 万 7,000 円を J A 夕張市に対して補助するものでございます。

総額で合わせて、1,676 万 6,000 円となるものでございます。

●大山委員長 よろしいですか。

君島委員。

●君島委員 この工期はいつごろまで続いていくのでしょうか。

●大山委員長 細川課長。

●細川建設農林課長 君島委員の質問にお答えいたします。

遊休農地で新たな加工メロンを栽培する意欲的な生産者に対しての補助及び J A 夕張市が事業主体のメロン新設ハウスの設置や暗渠排水、客土などの事業基盤整備に補助する事業については、平成 29 年度から 31 年度までの 3 カ年継続して助成する、そういう考え方をしております。

●大山委員長 よろしいですか。

君島委員。

●君島委員 先ほど、調査の研究会というのをやったということなのですが、今年度は労働実態調査等の調査をどの辺を予定してるのか、わかりましたら教えてください。

●大山委員長 細川課長。

●細川建設農林課長 先進地事例調査の質問だと思えますが、本年度の先進地事例調査については産地直売の先進地である富良野市のフラノマルシェ、それと、第三者継承による新規農業受け入れの先進地である沼田町を視察しております。

29 年度についても、新規就農者の担い手対策が重要であると、そういう認識で、引き続き新規就農者の受入れの先進地を視察してまいりたいと現状では考えております。

●大山委員長 よろしいですか。

君島委員。

●君島委員 わかりました。ありがとうございます。今後も生産者と十分に協議をして進めていっていただきたいと思います。

以上でございます。

●大山委員長 ほかにございませんか。

小林委員。

●小林委員 私、介護保険の事業会計について何点か伺ってまいりたいと思いますが、まず初めに、介護保険事業会計の質問に入ります前にお断りを申し上げたいことがございます。

これについては、平成 29 年度介護保健事業会計予算の審査の上で、これはどうしても 3 月 1 日第 2 回の臨時審議会で議決をいたしました計画変更に対して、また、そうして 3 月 9 日の開催によります第 1 回定例市議会初日ですね、これらも議決をいたし、平成 28 年度の補正予算がこれらに関連してきますので、これらを明らかにしていくためにも含めた質問をさせていただきたいことをまずご理解をお願いしたいと思います。

また、介護保険事業会計の財政運営の影響を考へまして、先の補正予算につきましては議決をさせていただきましたことを申し添えておきます。

初めに、先に述べました平成 28 年度の介護保険の補正予算について、補正の内容につきましては財源不足により財政安定化基金から借入れを行うものであり、これらは今後、直接、私は市民の負担の増につながっていくものと推察するものと考えております。

このような状況にかかわらず、公の議会に示されたのは、2 月 22 日開催の行政常任委員会において、これらは財務課長から説明が最初になされたこと記憶しております。

その一週間後には、計画変更の議決をしなければならぬという状況下にありました。本来であれば、1 月開催の行政常任委員会、これらに報告、説明すべきものだったと思いますが、またその時点でそれらの準備ができていないのであれば、日程的にもその後、何らかの形で報告をする機会があったものと思われま。

一言申し添えますが、今回の案件につきましてはその内容からも、これは制度の運用についての勉強会という話が担当議員のほうからも聞いておりましたが、これらは議会に対する報告と説明が重要であり、それぞれ市民の生活、被保険者の経済にも直結するものであり、そういう意味から言いますと、これらの対応、認識に私はずれがあったのではないかと考えます。

結局、本日に至るまでそれぞれ公の場で納得のできる資料に基づく説明がなされておられません。このことについては、後ほどまた何点かお聞きをいたしますが、もっと早い段階で行政常任委員会において報告説明があつてしかるべき案件、また重要なことと考えておりますが、これらについて鈴木理事のご認識を伺いたいと思います。

●大山委員長 鈴木理事。

●鈴木理事 ただいまの小林委員のご指摘に対しまして、お答えを申し上げます。

財政安定化基金の借入れにつきましては、重要な予算提出案件と認識しております。そのことから、ご指摘を重く受けとめ、今後さらに一層適切に対応して応える考えでございます。

以上でございます。

●大山委員長 小林委員。

●小林委員 ここで一言、確認をさせていただきますが、それぞれ私どもも議会に対して、私だけではないと考えております。それぞれ議員は、市民に対しても共通の認識を持ちながら議会としての対応、またそれぞれ介護保険に関しましてもご理解をいただくような場面がそれぞれの議員にも出てくるかと

思います。それらの報告、それぞれ今後よろしくお願ひしたいと考えております。

それでは、本質に入りますが、それぞれお聞きしたいことがあります。まず初めに財政安定化基金の借入れに至った経緯であります。

そして、これらは 2 月 22 日に、先ほど申し上げましたが、行政常任委員会での財入不足が原因についての説明がございましたが、これは原因については一つや二つではないと考えております。夕張の現状から考えますと。

再度主な要因、これを具体的に説明いただければと思います。

●大山委員長 鈴木理事。

●鈴木理事 小林委員の財政安定化基金を借り入れることに至った主な原因について、ご説明を申し上げます。

財政安定化基金は、介護保険法第 147 条に基づいて都道府県単位で設けられている基金運用でございます。

保険料収納不足や予測を上回る給付等の増加により収支に不足が生じたときに、一般財源から財源補填することが必要ないように、基金からの資本の交付貸付けが行われるものでございます。

本市におきましては、人口が平成 26 年 4 月から平成 28 年 9 月までの統計では、約 2 年半で 9,719 人から 8,851 人に減っております。

そのうち、65 歳以上の第 1 号被保険者は 4,521 人から 4,379 人と、著しく減少している現状でございます。

現在の介護保険事業計画において、第 1 号被保険者などの減少は一定程度見込んでおりましたが、実際の急激な減少により保険料収入がまず減少したということになってございます。

一方で、給付に関しましては増加をしております。この数字をちょっと述べさせていただきますが、平成 26 年 4 月の給付金が 9,760 万 7,000 円であったのに対し、平成 28 年 4 月には 1 億 1,613 万 8,000

円と、月単位の単純比較になりますが 1,800 万以上増加している状況でございます。

とりわけ、居宅及び地域密着型サービスを通じて、通所介護、通所リハビリテーションなどでの利用が増加していることや、施設サービスにおいて介護老人保険施設の利用者数が伸び、重度の要介護者が多くなっていることなどが給付を増加させている要因となっているものと考えております。

事業計画において、給付費の増加についても一定程度見込んでおりましたが、各種サービスの利用者の増加とともに計画を大きく上回る伸びとなっております。

このような結果から、平成 28 年度において保険給付費に対し収入不足が最大 4,169 万 7,000 円と見込まれたことから、委員ご指摘のとおり補正予算に計上し、先の臨時市議会で議決をいただいたものでございます。

以上でございます。

●大山委員長 小林委員。

●小林委員 理事のほうから、ただいま具体的な説明をいただきました。

特に、介護保険の関係につきましては、3 年の計画をもってそれぞれ傾向を見ながら介護保険料、これらを決めていくということになっているかと思えます。ここは、たぶん 6 次から 7 次に、平成 30 年度から 32 年度計画を策定する時期になってきていると考えておりますけれども、その中において、次に先ほど申し上げました安定化基金の限度額、これについてお聞きしますが、平成 29 年度の予算では限度額を計上していますが、これに万一、返還金や給付金の不足などにより平成 29 年度の収支不足が万が一発生した場合の対応について、現在どのように考えておられるのかお知らせ下さい。

●大山委員長 鈴木理事。

●鈴木理事 小林委員の財政安定化基金の限度額についてのご質問にお答えいたします。

介護保険制度の改正などから、サービス種類ごとに給付金が増加しているものと、相対的に右肩上がりの伸びを示しております。

本市においても給付被保険者はさらに進むと思われますことから、平成 29 年度においても財政安定化基金からの借入れを見込んでおります。

現時点では、平成 29 年度の不足額を 4,594 万 2,000 円と、これは最大限の見込みということでございますが、同額を予算計上させていただきます。

限度額につきましては、政令により貸付額の限度額が定められております。年単位で財源不足を基礎として算定されておりますが、財政不足額の見込額の 1 割の範囲内で制約の増加が認められているというのが決まりになっております。

以上でございます。

●大山委員長 小林委員。

●小林委員 ただいま、財政安定化基金の制度も含めて理解をさせていただきました。

それにおいて、次、平成 28 年度、これまた 29 年度も先ほど申し上げましたけれども、関連しているということで、貸付金が含まれて 8,763 万 9,000 円の償還についてお聞きしたいと思いますのですが、これらの財源をどこに求めていくのか、また返済、次の平成 30 年度や 32 年度に、これらを考えられると思いますけれども、この返済期間についての説明をお願いいたします。

●大山委員長 鈴木理事。

●鈴木理事 小林委員の平成 28 年度及び 29 年度の借入れをした財政安定化基金の償還についてご説明申し上げます。

まず財政安定化基金につきましては、財源が国、都道府県、市町村からの拠出金で運用されておまして、今回の貸付け、また 29 年度の貸付けにつきましては無利子でございます。

制度上は、次期介護保険事業の運営期間であります平成 30 年度から 32 年度までの間に、保険料を財源として償還することとしてございます。

以上でございます。

●大山委員長 よろしいですか。

小林委員。

●小林委員 これらにつきましては、今の説明でわかりました。

次の計画期間に返済するということになると思いますけれども、被保険者については保険料についてこれから、先ほど申し上げましたとおりにそういうものが償還に向かっていくこととなりますと、被保険者にとっては保険料という形で大きく負担増になってくると推察されますけれども、これらについて認識と、また被保険者、これは市民でございますので、それらにどのような形で周知をされていくのかにつきまして認識がございましたら、お知らせいただきたいと思っております。

●大山委員長 鈴木理事。

●鈴木理事 小林委員のご質問にお答えいたします。

今後、本市においてはさらに高齢化が進み、介護保険事業の社会的な役割というのが増大するというふうに考えております。

先ほどの保険料、次期の期間の保険料については、今後、客観的なデータに基づきまして試算をしていくということになりまして、その協議については今後の作業となっております。

ただ、今回私のほうで考えていたのは、次期介護保険の利用計画の算定におきましては、より適切に人口及び給付金などを推計いたしまして、安定的な介護保険事業の運営を目指して、次期の保険料はある程度見込みが出た段階で議会などを通じて市民に周知していきたいと考えております。

以上でございます。

●大山委員長 よろしいですか。

小林委員。

●小林委員 ご答弁ありがとうございます。

私どもも、市民にとりまして安心して安全な市内の暮らしということになりますと、これらは切っても切れない案件だと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、これらは議会に對しましてもできるだけ情報の共有、また、それぞれ立場が違いますけれども、それぞれに市民に対しての丁寧な説明がそれぞれの立場で必要になってくるかと思えます。

負担のことについても理解をいただかなければならないこととなりますので、それらの情報をまた今後とも議会に対してよろしくお願ひしたいと思えます。

この後、多分款別でも若干質問させていただくことになるかと思えますけれども、今の大綱的な質問はこれで終了させていただきます。

どうも、ありがとうございました。

●大山委員長 ほかにございせんか。
議長。

●厚谷議長 私のほうからも、お願ひというかご指摘も含めてということでございますけれども、今、介護保険事業会計の関係について小林委員のほうからそれぞれご質問をさせていただいて、理事のほうから答弁、内容説明いただいたところでございます。

それで、今回の過ぎた 28 年度の補正、そして現在審査をしております 29 年度の予算の中で、いわゆる地方債として財政安定化基金を充当する予定であるということ、実はこれについては運営協議会の委員の皆様からも私のほうに複数名の方から実は指摘あるいはご相談があったところでございます。

ですから、きょう理事のほうから説明いただいた内容についても、また私ども議会のほうからもお返しをしなければならないなというふうにいるところなのですが、いわゆる今回、財政安定化基金を充当するということに関しましては、その制度の説明についてはただいまご説明をいただきましたので十分理解をしておりますが、やはり市民あるいは運営協議会委員さんの中には、その運用がなかなか理解しにくい、できないという状況もあったように伺っております。

そのような意味も踏まえまして、平成 29 年度は今度 7 期の計画策定ということでございますので、ま

た、後ほど款別のところで出てきますが、先ほど理事からも少しお話があったように、今後、計画策定についてのお話がございます委託も予定されているようでございますが、その段にあっては今回の計画でございますので、担当議員もそうですし、それから適時計画の進捗状況、策定の進捗状況についてもご報告をお願いしたいということをお願ひいたします。

●大山委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで大綱的な質疑を終わります。

●大山委員長 次に、各会計予算案の審査に入ります。

初めに、一般会計であります、事項別明細書より、歳出から審査してまいります。

それでは、55 ページをお開き願ひます。

1 款議会費、56 ページまでであります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは、次に 2 款総務費、57 ページから 71 ページまで。

本田委員。

●本田委員 64 ページ 1 目 13 節委託料の中で、スポーツ交流創出委託料 200 万円、これについての算定根拠をお示してください。

●大山委員長 押野見課長。

●押野見教育課長 本田委員のご質問にお答えいたします。

スポーツ交流創出委託料の 200 万でございますが、人件費相当分として 73 万 2,000 円、燃料費として 4 万 7,520 円、旅費として 3 万 9,200 円、合宿モニター調査として 100 万円、管理手数料として 18 万 1,872 円でございます。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

本田委員。

●本田委員 同しく 65 ページ、1 目 19 節負担金補助及び交付金の中で、体育協会助成費補助 150 万円、こちらの算定根拠もお願いします。

●大山委員長 押野見課長。

●押野見教育課長 体育協会助成費についてでございますが、150 万円の積算根拠につきましては平成 28 年度幸福の黄色いハンカチ基金助成事業の実績からスポーツ系の事業を抜き出して合計したところでございます。

全部で 12 団体対しまして 1 団体あたり 20 万円、もしくは 5 万円という形で積算しております。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

君島委員。

●君島委員 1 目の 19 節、65 ページです。

負担金補助及び交付金のところで、民間賃貸住宅建設費補助について前年との違いを。

●大山委員長 細川課長。

●細川建設農林課長 28 年度は戸当たり 300 万円で 30 戸建設ということで進めていましたが、29 年度は戸数を 300 万円当たりの 16 戸という予算にしております。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に 3 款民生費、72 ページから 83 ページ。

熊谷委員。

●熊谷委員 73 ページの 2 目障害者福祉費の 19 節じん臓機能障害者通院移送費補助のところで、昨年から 120 万円増えているのですけれども、透析に通っていらっしゃる方、何人から何人に増えたのかをお願いします。

●大山委員長 岡村課長。

●岡村保健福祉課生活福祉担当課長 熊谷委員からのご質問にお答えいたします。

このじん臓の移送費につきましては、バスを借り上げて運行しているのですけれども、1 回当たり幾ら、それを週 3 回というような形で積算しております、その中から自己負担分を差引いたものを補助金として出しているものということでございます。

したがって、人工透析を受けられている方が亡くなったとか、通院をされている方が他市に移られたとかいうことがありましたので、逆に減ったということで市の補助が増えたということになっております。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

千葉委員。

●千葉委員 72 ページ、社会福祉総務費の 13 節委託料の自立相談支援事業委託料の事業内容及び予算内訳等についてお願いいたします。

●大山委員長 岡村課長。

●岡村保健福祉課生活福祉担当課長 これは、先ほどにもありました生活困窮者自立支援法、ここに規定されている実質事業という形で、平成 27 年度から実施をしている事業になっております。

事業内容といたしましては、生活困窮されている対象者に対して自立のための相談支援というようなことをやっているということでございます。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

熊谷委員。

●熊谷委員 79 ページの児童福祉総務費の需用費のところで、印刷製本機が 55 万円 2,000 円になっています。具体的にどのような事業なのかをお願いします。

●大山委員長 押野見課長。

●押野見教育課長 需用費、印刷製本費についてでございますが、まず認可保育園の園児募集のポスターと子育てガイドブック平成 29 年 5 月の初版です。それと、子育てガイドブックの平成 30 年の 4 月に第 2 版分として計上させていただいております。

以上です。

●熊谷委員 わかりました。

●大山委員長 ほかに。

本田委員。

●本田委員 76 ページ、7 目市民活動費 13 節委託料の中で乗車予約システム導入委託料とございますが、こういったシステムの導入なのかをご説明お願いします。

●大山委員長 影山室長。

●影山まちづくり企画室長 本田委員からのご質問にお答えいたします。

乗車予約システム導入委託料ということで、こちら来年度につきまして、スクールバス等について現在走っておりますが、乗らないのに走っている状況等がありますので、そこにつきましてタブレット等を配付いたしまして、児童生徒が自らの意思によってこれに乗りますという仕組みづくりを JR の廃止後にやっていこうと思っておりますので、それに対する予約するシステムの管理運営を行う委託料でございます。

●大山委員長 本田委員。

●本田委員 それは新規につくるということだと思っておりますが、稼働スタートは何年度か。今回はどこまでの委託を予定されていますでしょうか。

●大山委員長 影山室長。

●影山まちづくり企画室長 本田委員のご質問にお答えいたします。

29 年度 10 月本格導入を目指しまして、夏ぐらいから、ならしというか、そういう形でやっていきたいと考えております。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

本田委員。

●本田委員 77 ページ、同じ目の 19 節負担金補助及び交付金の中の生活バス路線維持事業費補助についての内訳を教えてください。

●大山委員長 影山室長。

●影山まちづくり企画室長 生活バス路線維持事業費補助、こちらの内訳についてであります、こ

ちらにつきましては市内の路線バスに係る補助金となっております。経費の 20 分の 9 を上限といたしまして補助しているものでございます。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

本田委員。

●本田委員 80 ページ、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費の 20 節扶助費ですが、乳幼児等医療給付費とありますが、この給付対象の範囲を教えてください。

●大山委員長 熊谷課長。

●熊谷市民課長 こちらに関しましては先にご説明のとおり、中学校、中学生までを乳幼児等医療の対象として考えております。

●大山委員長 ほかにございませんか。

高間委員。

●高間委員 81 ページ、15 節の工事請負費ですけれども、旧清水沢小学校解体工事ということで 2,500 万とあります。それで、この解体工事の発注時期と、あと、工期の予定をお尋ねします。

●大山委員長 押野見課長。

●押野見教育課長 新年度入りまして、今の予定では 6 月ごろを契約時期、7 月ぐらいから年内に工事を予定しております。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に、4 款衛生費、84 ページから 91 ページまで。

熊谷委員。

●熊谷委員 89 ページの 2 目じん芥処理費が 1,192 万円減になっていますので、これについて説明をお願いします。

今伺ったのは、じん芥処理費というところで。

●大山委員長 熊谷課長。

●熊谷市民課長 こちら、1,192 万 9,000 円の 28 年度からの対比で減になった主なものですが、こ

じん芥収集車の更新でマイナス 1,221 万 4,000 円の減になっております。

それと、残余容量調査というものを昨年は実施いたしましたが、こちらは 3 年に一度ということですので、259 万 2,000 円が減になっております。

増額になるものもございまして、主なものはペットボトルの梱包機が故障しておりまして、そちらの更新に 207 万 7,000 円の増を予定しております。こちら主なものになります。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございせんか。

小林委員。

●小林委員 衛生費、1 項 84 ページの 19 節負担金補助及び交付金の中に初期救急確保負担金ということで計上しておりますけれども、確か昨年度から見ると大幅な増になっておりますけれども、これは指定管理者がかわったことよってのことなのか、制度のやり方が変わってくるのか、その辺もしあれば、この金額の違いである大きなところになっていと思ひますけれども。

●大山委員長 及川課長。

●及川保健福祉課長 小林委員の初期救急の補助金、負担金に関するご質問にお答えいたします。

本件に関しましては、初期救急体制をしっかりと充実させるということで、ここ数年来議論を進めてきておるものです。

それで、新たな指定管理者がかわるというタイミングもございまして、しっかりとした救急体制を確立するためには、新たな体制維持の分として算定基礎として医師 1 名、看護師 3 名等で新たな指定管理者に 3,600 万程度を行うということでございまして。

これにつきましては、既に新たな指定管理者を公募する段階で、その公募要件の中にも入れるということで議会のほうにもご説明させていただいております。

また、市内の医療機関の皆様に関しても、従来の単価を増加するというご説明しているところでございまして。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかに。

本田委員。

●本田委員 85 ページ、予防費の中の 19 節負担金のところですね。

交通費補助 84 万 5,000 円とございまして、補助対象と内容についてお聞きします。

●大山委員長 及川課長。

●及川保健福祉課長 これは、本年度の 10 月から実施しているものでございまして。

さらに新年度で継続するものでございまして、妊産婦の検診及び出産、産後の検診のための市外等の医療機関へ出入する際の交通費の一部助成であります。

新年度につきましても同様の形の補助を行うものとして、およそ 33 人の対象として見込んでおります。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございせんか。

今川委員。

●今川委員 88 ページ、8 目 13 節委託料についてなのでございますけれども、こちらの診療所建設基本計画策定委託料、こちらの算定根拠とその内容についてお願いいたします。

●大山委員長 及川課長。

●及川保健福祉課長 今川委員のご質問にお答えいたします。

診療所基本計画策定に関しましては、専門的な業者の専門的知識から計画を策定する必要がございまして。

その中において、665 万 9,000 円の内訳についてでございますが、直接の件費等が 241 万程度、諸経費については 241 万、技術経費につきまして 96 万 5,000 円、直接経費が 37 万 4,000 円等、合計で 665 万 9,000 円を計上するものでございまして。

●大山委員長 よろしいですか。

今川委員。

●今川委員 そちらの専門的業者というのは、どのような業者を想定しているのでしょうか。

●大山委員長 及川課長。

●及川保健福祉課長 計画を作成することを生業とする事業者でございますが、本件の選定につきましては、プロポーザルもしくは入札等により行うものでございます。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ここで午後 1 時まで昼食休憩といたします。

午後 1 2 時 0 0 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

●大山委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般会計歳出、5 款農林業費、92 ページから 95 ページまで。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、6 款商工費、96 ページ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、7 款土木費、97 ページから 107 ページまで。

今川委員。

●今川委員 105 ページ、3 目 13 節委託料のうち市営住宅建設工事実施設計委託料についてなのですが、こちらは何棟何戸を予定した設計委託料なのでしょうか。

●大山委員長 細川課長。

●細川建設農林課長 29 年度に建設を予定している 1 棟 6 戸の設計費でございます。

●大山委員長 よろしいですか。

今川委員。

●今川委員 続けてお聞きいたします。

同じく 105 ページ、3 目 15 節工事請負費についてなのですが、市営住宅建設工事、こちらは 1

棟 6 戸の市営住宅と先ほどご答弁がありましたが、何件の建設を予定しているのでしょうか。

●大山委員長 細川課長。

●細川建設農林課長 ちょっと質問の確認なのですけれども、何件というのは工事の発注件数という考え方でよろしいですか。

建築の本体工事と機械設備、電子設備、基本的に 3 本で発注するという、建物については考え方でございます。

●大山委員長 よろしいですか。

今川委員。

●今川委員 予定件数なんですけれども、予定件数などはもう決まっているのでしょうか。

1 棟 6 戸の 1 件の建設ということなのでしょうか。

●大山委員長 細川課長。

●細川建設農林課長 建物を、1 棟 6 戸については 1 つの工事という形で入札をかけようとしております。

●大山委員長 よろしいですか。

今川委員。

●今川委員 1 棟 6 戸の 1 件の工事で、この 2 億 210 万ということで発注をかける予定ということではよろしいでしょうか。

●大山委員長 細川課長。

●細川建設農林課長 中身は、2 億 211 万の内訳ですけれども、28 年度の債務負担で発注するというか、去年入札やったのですけれども、その 6 費割分の工事費、それと、29 年度分ですか、28 年度を補正で前倒ししていますけれども、その一部の工事費。それだけです。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

本田委員。

●本田委員 105 ページ 3 目 15 節、今と同じところですね。

老朽住宅除却工事について、(基幹)となっているものと効果促進となっているものがあるのですが、この違いと工事の内容を教えてください。

●大山委員長 細川課長。

●細川建設農林課長 基幹の部分の除却については、今、実際に建て替え区域がありますよね。建て替え、宮前のいずみ団地。既存のほうを壊して建てかえると、そういう位置づけでやっている部分を基幹投資と言って、除却することになります。

そういう建て替え区域外の、例えば老朽住宅。例えば、若菜地区にある住宅を除却することで今回の予算計上にさせていただいておりますけれども、そういうものについては、効果促進事業という、そういう位置づけのものになります。

●大山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、8 款消防費、108 ページから 111 ページまで。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次、9 款教育費、112 ページから 127 ページまで。

高間委員。

●高間委員 済みません。

113 ページの 14 節スキー用具借料というのがあるのですけれども、これはスキー授業かなと思うのですけれども、対象範囲はどこまででしょうか。

●大山委員長 押野見課長。

●押野見教育課長 高間委員のご質問にお答えします。

スキー用具の借料につきましては、中学校の 1、2 年生を対象としております。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

高間委員。

●高間委員 それで、例えばこのスキー用具を持っている人、いない人、また世帯の収入状況と、こういうのは関係しますか。

●大山委員長 押野見課長。

●押野見教育課長 基本的にはご自宅にスキー用具、またはウェア等がない方で自分で購入されるこ

とが厳しいという判断された方の保護者から、申請なりその旨の要請を受けてその分をレンタルするということですので、基本的に収入制限だとかそういうものは設定しておりません。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

本田委員。

●本田委員 115 ページ、4 目一般管理費の 19 節負担金補助及び交付金の中で、夕張高校魅力化各種補助とありますが、内訳を教えてください。

●大山委員長 押野見課長。

●押野見教育課長 本田委員のご質問にお答えいたします。

資格取得費としまして 32 万 7,000 円。進学模試としまして 12 万 6,000 円。進路指導、講演、体験学習等として 35 万円。強化活動、スキー事業等として 112 万 7,000 円。課外活動交換留学等で 57 万円でございます。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

熊谷委員。

●熊谷委員 119 ページの教育振興費補助費についてなのですが、昨年の半分程度となっておりますので、人数が、対象児童が何人から何人になったのかお願いします。

●大山委員長 押野見課長。

●押野見教育課長 一番大きなものとして、児童の通学費給付費が 29 年 4 月より夕鉄バスの滝ノ上線の廃止によって定期券の購入額が減りまして、それが約 414 万 9,000 円の減が一番主なものでございます。

以上です。

●熊谷委員 わかりました。

●大山委員長 ほかにございますか。

本田委員。

●本田委員 118 ページ、教育振興費の 18 節備品購入費の教材教具 264 万 9,000 円の内訳を教えてください。

●大山委員長 押野見課長。

●押野見教育課長 基本的に、学校でのクラブ活動もしくは視聴覚室特別支援用として 64 万 9,000 円、それとタブレット購入として 200 万円、これは 5 万円掛ける 40 台を想定しております。以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

今川委員。

●今川委員 125 ページ、4 目 15 節工事請負費についてなのですが、こちらの石炭博物館大規模改修工事について、どのような部分の改修を予定しているか詳しくお願いいたします。

●大山委員長 押野見課長。

●押野見教育課長 石炭博物館の大規模改修についてでございますが、主なものは 1 階のエントランス部分のガラスが今、壁面としてございますが、その部分を若干拡張しまして、エントランス部分を拡大すること。

それと、身体障害者用もしくは高齢者用でございますエレベーターが、今、博物館の一番奥にございまして、非常に動線上使いづらいということで、エントランスの一番中央に新たに設置するということ。

それと、2 階部分の展示コーナー、1 階も含めた展示施設につきまして大幅に展示内容の変更等、特に 1 階部分につきましては大会議、シンポジウム等が開催できるような汎用的な会場といいますか、整備を行いたいというふうに考えております。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に、10 款公債費、128 ページ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、11 款諸支出金、129 ページ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、12 款予備費、130 ページ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で歳出の審査を終了します。

●大山委員長 職員の手当等の内訳表、132 ページから 133 ページまでありますので、ごらん願います。

●大山委員長 次に、歳入に入ります。

11 ページをお開き願います。

1 款市税、16 ページまでであります。

高間委員。

●高間委員 12 ページの市税 1 款 2 項の 2 目、これは前年度より今年度比較すると 1 億 1,500 万の増があるのですが、この増の内訳をお願いします。

●大山委員長 池下課長。

●池下財務課税務担当課長 高間委員のご質問にお答えします。

委員がおっしゃったご指摘のとおり、この交付金は国や都道府県等、地方公共団体が所有する固定資産のうち主要な実態が民間の所有のものと類似しているものについて、その固定資産が所属する市町村に対して交付される交付金なのですが、この増額分についてはシュエパロダム分の増となるものです。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次、2 款地方譲与税、17 ページから 18 ページ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次、3 款利子割交付金、19 ページ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次、4 款配当割交付金、20 ページ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次、5 款株式等譲渡所得割交付金、21 ページ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次、6 款地方消費税交付金、22 ページ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次、7 款自動車取得税交付金、23 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次、8 款地方特例交付金、24 ページ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次、9 款地方交付税、25 ページ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次、10 款交通安全対策特別交付金、26 ページ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次、11 款分担金及び負担金、27 ページ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次、12 款使用料及び手数料、28 ページから 31 ページまで。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次、13 款国庫支出金、32 ページから 36 ページまで。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次、14 款道支出金、37 ページから 41 ページまで。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次、15 款財産収入、42 ページから 43 ページまで。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次、16 款寄付金、44 ページ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次、17 款繰入金、45 ページから 46 ページまで。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次、18 款繰越金、47 ページ

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次、19 款諸収入、48 ページから 53 ページまで。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次、20 款市債、54 ページ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、8 ページをお開き願います。

第 3 条、地方債が記載されておりますので、ごらん願います。

次に、1 ページをお開き願います。

第 4 条に一時借入金、第 5 条に歳出予算の流用が記載されておりますので、ごらん願います。

次に、付属資料に入りますが、134 ページから 141 ページまで、給与費明細書が記載されておりますので、ごらん願います。

次に、債務負担行為に関する調書が、142 ページに記載されておりますので、ごらん願います。

次に、地方債に関する調書でありますので、143 ページから 144 ページまで記載されておりますので、ごらん願います。

以上で一般会計の審査が終わりました。

●大山委員長 次に、国民健康保険事業会計に入

ります。

145 ページから 190 ページまで、一括して審査を行います。

高間委員。

●高間委員 151 ページの歳入、1 款 1 項の国民健康保険料についてお伺いいたします。

それで、国の制度改正によって 30 年度からの国民健康保険の広域化に伴って準備作業が進められていると思いますけれども、現在、国民健康保険準備基金というのが約 1 億 1,850 万円積み立てられていると思いますけれども、これ制度移行前に準備基金の一部を取り崩して保険料に充当することなどは考えられているのかどうかをお聞きいたします。

●大山委員長 熊谷課長。

●熊谷市民課長 高間委員の質問にお答えいたします。

国民健康保険準備基金の運用についてということですが、30 年度の広域化に対する取り扱いがどうかということですが、市町村に設置されている国民健康保険の基金については、地方自治法第 241 条の規定を根拠として、国民健康保険事業の健全な発展に資するために設置されており、平成 30 年度以降も引き続き市町村において基金を保有し、国保財政基盤の安全化のために活用することとされております。

従いまして、基金の活用につきましては、今後、国民健康保険事業の運用を円滑にするため、慎重に今後も検討し、国民健康保険運営協議会、そして市議会にお諮りしたいと考えております。

●大山委員長 よろしいですか。

高間委員。

●高間委員 ありがとうございます。

それで、新年度、29 年度中に保険料の改定をする予定があるのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

●大山委員長 熊谷課長。

●熊谷市民課長 保険料の改定につきましては、ご存じのとおり、国民健康保険の運営協議会、そして市議会にお諮りしてということになっております

ので、まだ決算の状況が出ておりませんので、こちらを鑑みて、今後も慎重に検討していきたいと考えております。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、国民健康保険事業会計の審査を終わります。

●大山委員長 次に、市場事業会計に入ります。

191 ページから 198 ページまで一括して審査を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、市場事業会計の審査を終わります。

●大山委員長 次に、公共下水道事業会計に入ります。

199 ページから 221 ページまで、一括して審査を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

ないようでありますから、公共下水道事業会計の審査を終わります。

●大山委員長 次に、介護保険事業会計に入ります。

222 ページから 275 ページまで、一括して審査を行います。

小林委員。

●小林委員 247 ページの 13 節ですね、介護保険事業計画策定の委託料ということで 351 万 9,000 円という計上がなされております。

先ほども、款項目でということで、後ほどに質問させていただくということなのですが、この制度というか、この委託料というのはどういったものであって、これは 7 期に向けての策定するための

委託料だったらどのようなことをして委託をされるのか、これについてお聞きしたいと思います。

●大山委員長 及川課長。

●及川保健福祉課長 小林委員の介護保険事業計画策定委託料のご質問にお答えします。

介護保険の計画の策定につきましては、今年度中に第 7 期、平成 30 年度から平成 32 年度の計画を策定することになっております。

この策定に当たりましては、保険料の設定を行うために適正な現状の調査さらには分析、そして将来推計、これを行わなければならないことから、新たに第 7 期の計画策定として策定の委託料を計上したものでございます。

内容につきましては、調査研究費として 309 万 1,000 円、準備費として 42 万 8,000 円を計上しております。

その計画の内容につきましては、現状の調査等につきましては本年 7 月程度まで行い、さらに本年 9 月には、その調査結果に基づき分析を行い、本年 11 月ぐらいには計画の素案等をつくる形で業務委託するものと考えております。

この委託に当たっては、民間業者、計画策定の専門的技術を持っている民間業者への入札等を行い、選定していくものでございます。

●大山委員長 小林委員。

●小林委員 そこで、一つちょっと確認させていただきませうけれども、これらについては外部委託ということで理解いたしますが、ちなみに、今まではこれ、それぞれ独自で推計をしてやられていたということになると思いますけれども、それらと外部委託の手法というのはかなり違ってくるのかどうか、これについてお伺いいたします。

●大山委員長 及川課長。

●及川保健福祉課長 先ほどの発言で、今年度中委託ということでお話ししたのですが、訂正させていただきます。平成 29 年度中に計画の策定ということでありませう。

まず、基本的には人口の推計、給付金の推計を行うことになるのですが、実質、自分たちが行う中では、過去の傾向と現状を見て推計をします。あとは、客観的には国で出している国立社会保障人口問題研究所等の人口の推計を参考にするわけですが、どうしてもその中では適正かどうかというところ、やっばい部分については適正を目指しているものではありますが、結果としてその中で乖離が生じているものもあるものですから、それについては、専門的に分析する技術を擁する事業者への委託を検討しています。

●大山委員長 小林委員。

●小林委員 それでは、踏まえまして、先ほども午前中にお話申し上げましたけれども、これらの推計値を出していくことについては、今後それぞれ被保険者につきましても、できれば円滑な運営をされることが望ましいと考えますし、これらがやっばいそれぞれの経済負担を持つためには、当然利用する側、それからお支払いをする側ということで、それぞれ安定したものを求めると思いますので、その辺につきましては有効にそういうことを進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

●大山委員長 ほかにございませうか。

議長。

●厚谷議長 済みませう、今の 247 ページの 13 節委託料の介護保険事業計画策定委託料ということで、るる小林委員のほうから確認がありましたけれども、これ、今まで予算計上もなかったということになりますので、ちょっと全道的な状況を教えていただきたいのですが、いわゆる事業計画の策定について委託している、いわゆる自治体というのはどの程度あるかということ把握されていませうか。

●大山委員長 及川課長。

●及川保健福祉課長 他市の状況については、この委託状況については、ちょっとまだ確認はしていません。

ただ、情報収集する中で、この専門事業者等をもってということは、計画の中においては策定委託をしている自治体等、保険者等があるということは推計できるのではないかと考えております。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、介護保健事業会計の審査を終わります。

●大山委員長 次に、後期高齢者医療事業会計に入ります。

276 ページから 296 ページまで、一括して審査を行います。

千葉委員。

●千葉委員 281 ページ、歳入 1 款 1 項の後期高齢者医療保険についてお伺いいたします。

29 年度の保険料についてお伺いしますので、よろしくお伺いいたします。

保険料の改定については広域連合が行うことを考えていますけれども、今年度の保険料率については昨年と変わっていないのかについてよろしくお伺いいたします。

済みません、来年度、29 年度。済みません。

●大山委員長 熊谷課長

●熊谷市民課長 千葉委員のご質問にお答えいたします。

後期に関しましては、2 年ごとの均等割所得割の改定を行っておりまして、現在、28 年度、29 年度というくくりの中で、今年 28 年度に改定されまして進めております。

来年度も均等割所得割とも同じということで実施されると思いますけれども、実は、高齢者の医療の確保に関する法律というもので後期高齢者医療保険が動いておりますが、昨年、その中の施行令の一部

改正がございまして、4 月から施行ということでございます。

その中で、特に皆様に影響があるのが、均等割の軽減の対象所得の変更と、それから所得割に関しましても軽減の割合が変わっております。

なおかつ、三つ目なのですが、制度がスタートしたときに、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が 9 割軽減ということでスタートしたのですが、こちらに関しましても 7 割軽減ということで、軽減の割合が 4 月から変更になるということで聞いております。

ただし、所得の状況により軽減がまだほかにもございます。ほかの軽減方法もございまして、この被用者保険の 9 割軽減の方であっても、遺族年金、障害年金、所得がゼロの方に関しましては、9 割から 7 割に変更する前に所得によって 9 割軽減という制度がまだございますので、こちらに該当する方もいらっしゃると思いますので、これは 7 月に個別にお知らせするということとなります。

以上です。

●大山委員長 よろしいですか。

千葉委員。

●千葉委員 28、29 で料率は変わらないということで基本的には変わらないということで、ご確認してよろしいですか。

●大山委員長 熊谷課長。

●熊谷市民課長 基本的には変わりません。ただし、法令の改正がありますということです。

●大山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、後期高齢者医療事業会計の審査を終わります。

●大山委員長 次に、水道事業会計に入ります。

1 ページから 25 ページまで、一括して審査を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、水道事業会計の審査を終わります。

●大山委員長 次に、各会計予算が終わりましたので、関連議案の審査に入ります。

議案第 14 号ないし議案第 20 号、議案第 23 号ないし議案第 26 号及び議案第 35 号の 12 議案について、一括審議を受けてまいります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、以上で全ての審査が終わりましたので、取りまとめに入ります。

●大山委員長 本会議に報告する委員長の口頭並びに文書報告の文案につきましては、正副委員長にご一任願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

特に異議がありませんので、正副委員長に一任願います。

なお、委員長の口頭並びに文書報告につきましては、この会議の全文が会議録に登載されますので、結果のみの報告といたすことにしておりますので、あらかじめお含み置き願います。

次に、採決に入ります。

議案第 1 号ないし議案第 7 号、議案第 14 号ないし議案第 20 号、議案第 23 号ないし議案第 26 号及び議案第 35 号の 19 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本 19 議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●大山委員長 これで、付議議案に関する審査が全て終了いたしました。

ここで、市長より発言したい旨の申し出がありますので、これを許してまいります。

●市長 申し出ていません。最終日申し出ていません。

●大山委員長 済みません。暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 8 分 休憩

午後 1 時 4 0 分 再開

●大山委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の調整に誤りがありましたので、先ほどの私の発言は取り消していただきますようお願い申し上げます。

●大山委員長 それでは、これをもって行政常任委員会を終わります。大変ご苦勞様でございました。

午後 1 時 4 1 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長 _____